



暮らし

祝日のごみ収集について

問い合わせ
廃棄物衛生係

1月12日(月・祝)のごみ収集は、次のとおりです。

当日収集を行わないごみは、次の収集日に出してください。

●松葉・奔渡・港町・真栄地区

▽収集するごみ／生ごみ

●太田市街地以外・大別地区

▽収集するごみ／燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源となるごみ、有害なごみ

▽収集しないごみ／粗大ごみ

●門静・光栄地区

▽収集しないごみ／燃やせないごみ、資源となるごみ、有害なごみ

●太田市街地・糸魚沢市街地・尾幌

市街地・上尾幌地区

▽収集しないごみ／燃やせないごみ、資源となるごみ、有害なごみ、粗大ごみ

11月は、レッドカードを5枚使用しました。分別表を確認し、正しい分別でごみを出しましょう。

冬期間のごみ収集・し尿のくみ取りについて

問い合わせ
廃棄物衛生係

冬期間のごみ収集やし尿のくみ取りは、降雪や道路状況により、時間が遅れる場合があります。

ごみの収集やし尿のくみ取りが安全で効率的にできるよう、次のことにご協力をお願いします。

▽積雪があった日は、ごみ箱周辺やごみ箱のフタの上の除雪をお願いします。

▽大雪などの悪天候によって、収集作業が遅れる場合があります。

また、道路状況によつては、収集作業を中止することもあります。その際は、次の収集日にごみを出してください。

▽悪天候などにより、収集作業を中止する場合は、防災行政無線などでお知らせします。

▽し尿のくみ取り

を行う日は、あらかじめ、くみ取り

便そう周辺の除雪をお願いします。



蛍光灯の製造および輸出入禁止に伴うLED化のお願い

問い合わせ
環境政策係

「水銀に関する水俣条約」締約国会議において、2027年までに段階的に蛍光灯の製造および輸出入を禁止することが決定されました。

これを受け、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯の製造についても、その種類に応じて段階的に禁止されます。

禁止後においても、在庫品の流通、販売、既存製品の使用は可能ですが、計画的なLED照明への交換をお願いします。

制度

新婚世帯への補助制度をご活用ください！

問い合わせ
政策調整係

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住居費、引っ越し費用およびリフォーム費用を補助します。

●対象世帯

①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

②夫婦ともに厚岸町の住民基本台帳に登録されていて、対象となる住宅が町内にあること

③夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること

④夫婦ともに厚岸町に定住する意思があること

●補助金額

▽夫婦ともに29歳以下、世帯所得が500万円未満⇒上限60万円

▽夫婦ともに39歳以下、世帯所得が500万円未満⇒上限30万円

▽上限60万円・30万円の要件に該当しない場合⇒上限15万円

●提出期限／令和8年2月27日(金)まで(令和8年3月に婚姻届提出予定の人は、別途ご相談ください)

●申し込み／政策調整係

障害福祉制度の認定に必要な診断書等の費用を助成します

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

障害者手帳の交付を受ける際や、障害福祉に係る手続きなどに、診断書や医師の意見書の提出が必要な人の経済的な負担を軽減するため、診断書等の費用を助成しています。詳しくはお問い合わせください。

●該当する手続き

▽各障害者手帳交付等の申請

▽補装具費の支給申請

▽自立支援医療費(精神通院、更生医療、育成医療)の申請

▽特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の申請

●助成額／5500円まで

●対象者／該当する手続きの申請が、令和7年4月以降に認定された人

